

Q21 沖縄県は最高裁判所で敗訴したのだから、辺野古移設を認めるべきではないのですか。

A

平成28年12月20日、最高裁判所は、福岡高等裁判所那覇支部の下した「沖縄県知事が公有水面埋立法42条1項に基づく埋立承認を取り消した処分を取り消さないことが違法であることを確認する。」との判決が正しいと認めました。

この訴訟では、前知事の埋立承認処分が適法であり、現知事がその承認を取り消した処分が違法であることは確認されましたが、この判決が確定したからといって、辺野古に新基地を造るかどうかが、普天間飛行場を辺野古に移設するかどうかといった大きな課題に決着がついたわけではありません。

この最高裁判決は、数ある知事権限の一つについて判断が示されたに過ぎません。辺野古新基地建設に関する知事の権限は、その他にもいくつもあり、今回の最高裁判決は、それら権限にまで効力を及ぼすわけではないのです。

最高裁の判決をもって辺野古の新基地建設問題が全て決着したといえるものではなく、裁判の確定判決後も、「辺野古に新基地を造らせない」との知事の立場は今までどおり変わりません。

政府が辺野古の新基地建設を進めるためには、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等、今後もさまざまな知事の権限に関わる手続を経る必要があります。

今後、これらの手続きが申請された場合は、沖縄県は法令に則って適正に審査を行い、対応していきます。

辺野古新基地建設における沖縄県知事の権限

埋立承認の取消処分(公有水面埋立法)

○○許可(○○法)

□□許可(□□法)

△△知事権限(△△法)

その他の
知事権限

最高裁判決の効力

判決の効力は
その他の知事権限には及ばない

辺野古新基地建設問題に「決着」がついたわけではない

連邦議会調査局報告書(米国)に沖縄の最新の状況が掲載

平成28年12月の最高裁判決後、平成29年1月の訪米で、翁長知事は連邦議会調査局と約2時間、話をしました。

翌月2月16日、連邦議会調査局は、米国連邦議会議員へ影響力がある連邦議会調査局報告書の中で、「翁長知事は最高裁判決後も辺野古新基地建設を阻止するために更なる措置を続行すると明言した」ことなどを明記し、連邦議会へ報告しました。

また、「最高裁判決は数ある知事権限の一つについて判断が示されたに過ぎない」ことや、「判決確定後も、辺野古に新基地は造らせないと立場に変わりがない」ことなどが報告されています。